様式第２号（第７条関係）

意見書

年　　月　　日

中部知多衛生組合管理者

　　　　　　　　　　　　　様

住　　　所

（所在地）

氏　　　名

名称及び

代表者氏名

電話番号

１　施設の名称

２　生活環境の保全上の見地からの意見

（意見書の提出要領）

○意見書の記載方法

　・住所、氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）は必ず記載してください。

　・意見は、生活環境調査に関するものに限ります。（日本語により意見の理由を含め記入してください。）

　※意見書は任意の様式でも提出できますが、以上の２点の記載がないものは受付できませんので、ご注意ください。

○意見書の提出先

（持参する場合）

　・中部知多衛生組合

（郵送する場合）

　・中部知多衛生組合

　　〒４７０―２３０１　知多郡武豊町字壱町田９０番地の１０

　※送付の際は、中部知多衛生組合（電話０５６９―７２―０８７６）まで確認の連絡をお願いいたします。

○意見書の提出期間

　令和２年１１月６日（金）から令和２年１１月２０日（金）まで

　※郵送の場合は、令和２年１１月２０日（金）の消印有効

○意見書を提出できる方

　・常滑市、半田市、武豊町（以下、「２市１町」という。）のいずれかに住所を有する方

　・２市１町のいずれかで事業を営んでいる方

　・２市１町のいずれかに通勤又は通学する方

○その他注意事項

　・意見書に記載された個人情報については、生活環境調査書の告示、縦覧の手続の目的のためにのみ使用し、その取扱いには十分留意し、他の目的には使用いたしません。

　・提出されたご意見に対しては、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。